

# 相談窓口

ひとりで抱え込まないでまずは相談してください。< 秘密は守られます >

区分	相談内容	相談機関 / 電話番号	開設日 / 時間
大仙市	配偶者からの暴力	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画推進室 ☎0187-88-8039</li> <li>子ども支援課 ☎0187-63-1111 (内線168・185)</li> </ul>	【月曜日～金曜日】 8:30～17:15 ※祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く。
秋田県配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力 離婚問題など	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談所 女性ダイヤル相談 ☎018-835-9052</li> <li>DVホットライン ☎0120-783-251 ※携帯電話・県外からの利用はできません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電話相談 【月曜日～金曜日】 8:30～21:00 【土曜日～日曜日・祝日】 9:00～18:00 ※年末年始(12/29～1/3)を除く。</li> <li>●面接相談 【月曜日～金曜日】 8:30～17:15 ※祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>南福祉事務所 ☎0182-32-3294</li> <li>中央福祉事務所 ☎018-855-5171</li> <li>北福祉事務所 ☎0186-52-3951</li> <li>山本福祉事務所 ☎0185-55-8020</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電話・面談相談 【月曜日～金曜日】 8:30～17:15 ※祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>中央男女共同参画センター ☎018-836-7846</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電話・面談相談 【月曜日～金曜日】 10:00～17:00</li> <li>●電話相談 【土曜日】 10:00～17:00 ※祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>秋田県国際交流協会 ☎018-884-7050</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【木曜日】 13:00～15:00 ※英語、中国語、韓国語、日本語対応。 ※祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く。</li> </ul>
秋田県外国人相談センター	配偶者からの暴力 日常の困りごとなど	<ul style="list-style-type: none"> <li>秋田県国際交流協会 ☎018-884-7050</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【木曜日】 13:00～15:00 ※英語、中国語、韓国語、日本語対応。 ※祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く。</li> </ul>
警察	配偶者からの暴力	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民安全相談センター ☎018-864-9110 (#9110)</li> <li>レディース通話110番 ☎0120-028-110 ※夜間、休日は当直対応。</li> </ul>	24時間対応 緊急時は110番
秋田県法務局	女性の人権侵害	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の人権ホットライン ☎0570-070-810</li> <li>子どもの人権110番 ☎0120-007-110</li> </ul>	【月曜日～金曜日】 8:30～17:15 ※祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く。
内閣府	配偶者からの暴力	<ul style="list-style-type: none"> <li>DV相談ナビ ☎0570-0-55210</li> </ul>	24時間対応 ※音声ガイドで最寄りの相談窓口を案内します。

※相談日、時間などは変更される場合があります。

緊急時・危険を感じたら迷わず110番!

# 第2次 大仙市DV防止基本計画

## 概要版

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。)は、個人の尊厳を害し、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

DVを容認しない社会の実現は、最優先すべき課題の一つであり、DVを防止・根絶するためには、男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠です。

平成28年に実施した「大仙市男女共同参画に関する市民意識調査」によると、男性の8人に1人、女性の4人に1人がDV被害経験があると回答しており、身近なところで暴力被害が起きていることがうかがえます。

大仙市では、平成24年3月に「大仙市DV防止基本計画」を策定し、DV防止に関する施策や被害者支援に取り組んできました。同計画が平成28年度末で終了することから、これまでの取組状況や課題を整理し、必要な施策を効果的に推進するために「第2次大仙市DV防止基本計画」を策定するものです。

計画期間：平成29年度～平成33年度(5年間)

DAISEN CITY



# 基本目標

なくそうDV みんなで守ろう 安心・安全な暮らし  
～地域で見守る 暴力のないまち だいせん～

## 計画推進の視点

「DV防止法」の基本的な理念に基づき、以下のような視点で施策を推進します。

- (1) DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どのような理由があっても許されないという認識に立つこと。
- (2) 被害者一人ひとりの意思や状況に応じた適切な支援に努めること。
- (3) 庁内や関係機関との連携により支援を強化すること。

## 基本課題 1

### 暴力の被害者・加害者にならない意識づくり

DVは家庭内や夫婦間の問題と見過ごされたり、身体に対する暴力のみならず精神的、経済的、性的暴力も含まれるということが知られていなかったりと、DVに対する理解はまだまだ十分ではありません。

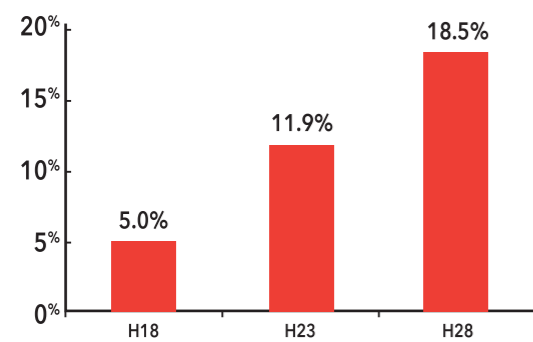
また、高校生等の若い世代においても、交際相手からの暴力(以下「デートDV」という。)が起こっているという実態があります。

そのため、DVやデートDVに対する正しい理解が得られるよう引き続き意識啓発を行っていくとともに、小中学校においても発達段階に応じた人権教育を進めるなど、暴力の被害者・加害者にならないための取り組みの充実を図っていきます。

#### ● 主な取組 ●

- ・ 広報、ホームページ、リーフレットなどによる啓発を充実させます。
- ・ 若年層に対する人権教育等の強化を図ります。
- ・ 加害者対策について関係機関と連携しながら検討を行います。

DV被害経験者の割合



※大仙市男女共同参画に関する市民意識調査結果より

## 基本課題 2

### 発見しやすい環境づくり

DVは被害者本人がDVであると気づきにくかったり、相談することをためらうために潜在化する傾向にあることから、通報による発見も重要となります。

被害の初期段階で発見・相談することで事態の深刻化を防ぐことが期待できるため、身近な相談者である地域住民と市職員とが共通認識を持ち、被害を見逃さずに適切な対応ができるよう環境を整備していきます。

#### ● 主な取組 ●

- ・ 市役所窓口や医療機関など被害者と接する可能性のある機関において、情報提供等を積極的に行うことができるよう、対応マニュアルを配布します。
- ・ 町内会組織や人権擁護委員、民生・児童委員等に対する周知を徹底し、地域での見守り体制を確立します。
- ・ 保育士や教職員等、子どもと関わる人々に対する研修会を実施し、児童虐待の背景にあるDV被害の早期発見と支援体制の充実を図ります。

## 基本課題 3

### 安心して相談できる体制づくり

性別や年齢、障がいや国籍など、被害者の置かれている状況は多様であり、必要とする支援も一人ひとり異なります。場合によっては複数の庁舎や窓口を訪問する必要があることから、必要とする支援について一箇所ですべて相談・案内できる仕組みの構築を進めていくとともに、関係機関との連携を強化していきます。

また、被害者が安心して相談できるよう職員の資質向上や相談窓口等の継続的な周知を行っていきます。

#### ● 主な取組 ●

- ・ 相談窓口について継続的な情報提供を行います。
- ・ 相談者が必要な支援について一箇所ですべて相談できるワンストップ窓口の仕組みを構築します。
- ・ 男性も相談しやすい環境の整備など、性別を問わない支援体制の充実を図ります。
- ・ 関係機関と連携し、高齢者や障がい者、外国人等に対する支援の充実を図ります。

## 基本課題 4

### 被害者の救済と自立支援に向けての体制づくり

被害者が自立して生活するにあたっては、住宅や生活費、就業機会の確保等さまざまな問題が重くのしかかってきます。また、生活環境の変化や加害者からの追及に対する不安などから精神的に不安定となるため、被害者の安全確保を行ったうえで、生活再建のための支援や精神的なケアを行っていく必要があります。

DVのある家庭で育った子どもについても、著しい心理的外傷を負っていることがあることから、教育機関等と連携を図りながら被害を早期発見し、適切な支援を行うことが重要です。

#### ● 主な取組 ●

- ・ 緊急に一時的保護又は避難が必要な被害者の安全を確保します。
- ・ 公営住宅への入居や児童扶養手当、就業相談等についての情報提供や手続きに関する支援を行います。
- ・ 医療機関や教育機関と連携し、被害者やその子どもに対する心理的なケアに努めます。
- ・ 「住民基本台帳の閲覧等の制限」の適正な運用により、被害者の安全確保に努めます。

## 基本課題 5

### 関係機関との連携と協力

DV防止や被害者の発見から自立までの一連の支援を行うため、県や警察署、大仙市ドメスティック・バイオレンス防止連絡会をはじめとする関係機関との連携強化を進めます。

また、市職員に対する研修機会の充実や統一マニュアルの作成等を行い、庁内連携体制を整備・強化します。

#### ● 主な取組 ●

- ・ 関係課所においてスムーズな被害者対応や支援ができるように庁内の統一マニュアルの作成を進めます。
- ・ DVの現状を把握し、関係機関との情報交換を行いながら適切な支援を行います。
- ・ DV防止関係団体や医療機関、警察等の関係機関との連携を強化し、継続的な啓発活動と被害者支援を行います。

